

18世紀フランスの小麦粉戦争における王権の対応

——財務総監チュルゴを中心に——

富樫 遼大

序論

1. 1760年代の取引自由化とその挫折
2. チュルゴの登用と1774年の取引自由化王令
3. 小麦粉戦争における王権の対応

結論

序論

アンシャン・レジーム期のフランス絶対王政は、中間団体を媒介とする社団的編成によって統治を実現していた。この構造は革命に到るまで基本的には存続するが、17世紀中葉以降とりわけ18世紀に入ると、人口増加や商業・工業の発展、さらにそれに伴う社会や文化の変化によって、変容していく。これはアンシャン・レジーム末期の国家と社会が深刻な問題に直面したことを意味するが¹、その結果、民衆騒擾の傾向にも変化が生じた。すなわち17世紀まで主流を占めていた反税騒擾が減少し、食糧暴動が増加していくのである。食糧暴動は、17世紀から19世紀中葉にかけてヨーロッパ全域に見られた民衆騒擾の一形態であるが、とりわけフランスはその長い伝統を持つとともに発生件数も多く、18世紀にその最盛期を迎えることになった²。

本稿で取り上げる1775年的小麦粉戦争もその一つである。この暴動は、イル=ド=フランスのボモン=シュル=オワーズで始まり、パリやヴェルサイユも巻き込み、ノルマンディーやピカルディ、ボヴェ地方など広範な地域に広まった。その逮捕者も500名以上と従来の暴動に比べ膨大な数にのぼる³。その意味で、この事件は数あるフランスの食糧暴動の歴史の中でも注目に値するものであると言えよう。また後に詳しく見るよう、このとき暴動に対する王権の対応の方針を決定した人物こそ、自由主義的経済理論家として知られる財務総監チュルゴであった。彼は1774年における穀物取引自由化を推進したことによって、小麦粉戦争を準備する一因を作ったとされている⁴。

ここで簡単に事件の研究史に触れておこう。小麦粉戦争という事件自体はその規模や弾圧の厳しさから多くの研究者によって言及されているが、20世紀以降の専門研究の数はそれほど多くはない。1950年代以前の研究では、小麦粉戦争はチュルゴや穀物取引の変遷に関する研究の一環として扱われるに過ぎず、食糧暴動としての事件自体の歴史的

¹ 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(同『フランスアンシャン・レジーム論—社会的結合・権力秩序・叛乱—』、岩波書店、2007年) 247-262頁。

² Bouton, C. A., « Les mouvements de subsistance et le problème de l'économie morale sous l'Ancien Régime et la Révolution française », *Annales historiques de la Révolution française* (以下、AHRFと省略) 319, 2000, p. 71; Lemarchand, G., « Troubles populaires au XVIIIe siècle et conscience de classe: une préface à la Révolution Française », AHRF, 279, 1990, pp. 33-37.

³ Bouton, C. A., *The flour War. Gender, Class and Community in Late Ancien Régime French Society*, University Park: Pennsylvania State University Press, 1993, p. 104.

⁴ 本論第2章、第3章参照。

重要性は認められなかった。これらの研究は、事件の史実に関する実証的な確認を十分に行わないまま、暴動は何者かによって引き起こされたものであるとの陰謀説を、チュルゴやルイ16世などの当時の為政者と共有していた⁵。

このような研究状況を一変させたのが、民衆文化研究の隆盛に伴うリューデやリュブリンスキによる実証的な民衆運動研究である。彼らは事件の展開や逮捕者の社会構成を分析することで陰謀説を退け、それが自然発生的なものであることを明らかにした⁶。

1980年代以降になると、ブトンによって両者の研究の総括がなされ、暴動の推移や逮捕者の社会構成がより包括的に明らかにされた。同時に、小麦粉戦争が18世紀に加速した経済変容を背景とするものであること、古典的食糧暴動としての特徴を持つと同時に以前の暴動にはない新たな側面も有していたことなどが指摘された⁷。しかし、こうした50年代以降の民衆運動研究は、暴動自体にその記述を集中させる傾向にあり、王権側の対応については十分に分析を行なっていない⁸。

一方で当時の財務総監であるチュルゴに関する伝記的・人物誌的研究のほとんどは、小麦粉戦争がチュルゴの後の諸改革に与えた影響を考察するだけで、事件中に王権が行った対応に関する細かい分析を行っていない⁹。唯一事件を詳細に取り上げたフォールの考察も、1960年代の研究に依拠しつつ行われたものであり、従って新たな知見を多く紹介したブトンの分析やその後の様々な研究成果を踏まえたものではない¹⁰。

以上の研究史を踏まえ、本稿は王権の対応をチュルゴを中心に考察することで、暴動自体の研究とその際の王権の対応とを総合しながら、チュルゴに対する理解の再考を促すことを目的とする。

まず第1章では、チュルゴ登用以前の穀物取引に関する王権の政策を確認する。続く第2章では、チュルゴの登用に到るまでの過程と、彼による1774年の取引自由化の趣旨と理由を検討する。そして最後に第3章で、小麦粉戦争の詳細な展開を追いつつ、それに対する王権の対応に関して考察を行う。

⁵ 例えば、Afanassiev, G., *Le commerce des céréales en France au XVIIIe siècle*, Paris: A. Picard, 1894がある。1950年代までの研究史の詳細については、Ljublinski, V. S., *La guerre des farines: contribution à l'histoire de la lutte des classes en France, à la veille de la Révolution*, Grenoble: Presses universitaires de Grenoble, 1979, pp. 9-77.

⁶ Rudé, G., « La taxation populaire de mai 1775 à Paris et dans la région parisienne » (以下、「taxation 1」と省略), AHRF, 143, 1956; id., « La taxation populaire de mai 1775 en Picardie, en Normandie et dans le Beauvaisis » (以下、「taxation 2」と省略), AHRF, 165, 1961; G・リューデ, (古賀秀男他訳)『歴史における群衆—英仏民衆運動史 1730~1848』(法律文化社、1982年); Ljublinski, V. S., « Voltaire et la guerre des farines », AHRF, 31, 1959; id., *La guerre des farines*.

⁷ Bouton, C. A., *The flour War*.

⁸ 本論第3章参照。

⁹ Dakin, D., *Turgot and the ancien régime in France*, New York: Octagon Books, 1965; Poirier, J.-P., *Turgot: laissez-faire et progrès social*, Paris: Perrin, 1999.

¹⁰ フォール, E. (渡辺恭彦訳)『チュルゴーの失脚(上)、(下)』(法政大学出版局、2007年)。なお志垣嘉夫は、チュルゴの著作集やこのフォールの著作、前述のリューデによる論文などに基づきながら、王権の対応について詳述している。だが、残念ながら未完のままにとどまっている。志垣嘉夫「小麦粉戦争、その展開、帰結(一)」(『歴史学・地理学年報』4、1980年); 同「小麦粉戦争、その展開、帰結(二)」(『歴史学・地理学年報』6、1982年)。

1. 1760 年代の取引自由化とその挫折

中世以来、穀物取引は理論上、政府機関の監視下に置かれた公設市場を要とする、生産者・商人への二重の規制下に置かれていた。取引を市場に集中させつつ、取引従事者・方法などを制限するこれらの厳格な諸規制は、穀物流通・取引を政府の完全な管理下に置くことで、消費者への低価格での穀物供給を維持することを目的にしていた¹¹。しかしながら、18世紀中葉以降、王権はこのような伝統的な規制策から取引の自由化政策へと方針を転換させてゆく。本章では、こうした1760年代における取引自由化の試みとその挫折を概観することで、チュルゴの登用以前における王権の穀物取引政策を確認する。

王権の政策転換の契機となったのは、重農主義者たちの登場であった。重農主義者とは、『経済表』の著者ケネーと、その支持者であるデュポン・ド・ヌムール、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールらによって形成された集団であり、王権に働きかけて改革を実現することを目指していた。国富の増大を農業利益の増加に見る彼らにとって、好況の時代と言われる18世紀における穀物価格の低迷傾向は、生産者の意欲を削ぎ経済全体を停滞させる点で好ましい状況ではなかった。彼らはその原因を伝統的な規制体系に求めた。彼らの考えでは、穀物は特別の配慮を必要としない単なる一商品にすぎず、個人（生産者）の利益追求は正当な行為であり、公共（消費者）の利益とは決して矛盾するものではなかった。したがって、彼らは伝統的な規制の撤廃と自由競争に基づく市場原理の導入のための政策を、王権への影響を介して実現しようと試みたのである¹²。

政策としては実現しなかったものの、すでに1745年から財務総監マショー（任1745-1754）及びその後継者モロ（任1754-1756）は穀物取引の自由化を主張し、フランス政府の経済政策を重農主義へと導く試みがなされていたが、ついに1763年に財務総監ベルタン（任1759-1763）のもとで穀物取引の国内規制が廃止される。これは取引の参加者と場所を制限する従来の慣行を撤廃することで、あらゆる人があらゆる場所で穀物の売買を行うことを可能にするものであった。さらにその翌年の1764年には、財務総監ラヴェルディ（任1763-1768）によって無条件の穀物輸入と27港を小麦粉積出港とする穀物輸出が認められた。また、従来大臣や地方長官の特別の管理の下に規制されていた地方間取引についてもその自由化がなされた¹³。

しかし、1760年代の穀物取引自由化にはいくつかの注意点や条件が存在していた。まず1763年には、パリとその周辺地域における規制はそれまで通り維持された。また1764年には、輸出については小麦粉価格が1スチエあたり30リーヴルを超えた場合停止されるという条件が付けられた。これらは自由化に伴う混乱の防止策であると考えられるが、その中でも最も重要な位置を占めるのが王権による穀物備蓄政策、すなわち「国王の穀物 blés du roi」の運用である。類似した政策はリヨン、ストラスブルなどの各都市で以

¹¹ 柴田三千雄『フランス絶対王政論』（御茶の水書房、1960年）99-105頁。

¹² 安藤隆穂編『フランス革命と公共性』（以下、『フランス革命』と省略）（名古屋大学出版会、2003年）9-48頁；同『フランス自由主義の成立：公共圏の思想史』（以下、『自由主義』と省略）（名古屋大学出版会、2007年）15-69頁；阿河雄二郎「18世紀パリの穀物政策」（中村賢二郎編『歴史のなかの都市』、ミネルヴァ書房、1986年）125-126頁。

¹³ 志垣嘉夫「小麦粉戦争、その展開、帰結（一）」（『歴史学・地理学年報』4、1980年）80頁；阿河前掲論文、125-126頁；フォール前掲書、360-361頁。

前から実施されており、パリでも18世紀初頭には食糧危機のたびに行政当局が穀物放出政策を実施していた。しかし取引自由化に際しては、パリにおける同政策の実施を王権が恒常に担うことが決定されたのである。自由化時の穀物備蓄事業では、穀物の合理的運用と市況操作に対する不信感の回避のために、民間人を登用して國家の関与を偽装する方法がとられた¹⁴。しかしこの政策は、価格高騰や、王権が商人と共謀して飢餓状態を創出している（あるいは価格操作によって利益を得ているとする）とする「飢餓の陰謀」という民衆の強迫観念の存在によっていずれも失敗に終わり、1774年にチュルゴによって最終的に廃止されることとなる¹⁵。

この取引自由化の後、1763年から1766年にかけては穀物価格に大きな変化は生じなかつたが、1766年秋の不作によって価格上昇が始まり、1767年秋から翌年春にかけて異常な高値を記録することとなった。これに対して、ガリアニやディドロなどから無前提に所有権の絶対と自由競争の原則を主張するのは誤りであるとの重農主義批判がなされ、取引自由化に関する論争が白熱する。一方で、高等法院も1769年11月に穀物取引の規制を訴えた。さらに、パリ市当局は価格上昇の原因を取引自由化による流通システムの混乱、とりわけ穀物投機や買占めに見て、市場規制の強化と不法行為者の摘発を行つた。こうした保護政策は地方へも波及し、地方長官や地方高等法院などは取引自由化王令の適用を停止し、地域外への穀物輸出を禁止するなどの対策によって、穀物の供給維持に努めることとなった。このように、穀物取引の自由化は、1767年秋以降実質的に効力を失っていたのである。しかし、これらの対策にもかかわらず、1764年頃から散発していた食糧暴動が1767年から1768年をピークとして各地で勃発した¹⁶。

このような状況のもとで、1770年12月には財務総監テレにより穀物取引の自由化は法的にも撤回され、王権の穀物取引政策は従来の規制策へと復帰することとなる。保守派の領袖であるテレにとって、上述の食糧危機・食糧暴動発生の原因は何よりもまず、穀物取引の混乱を招いた1763年以降の取引自由化に求められたためである¹⁷。しかし、テレによる規制再導入は、穀物取引の自由化以前の状態への完全復帰を意味するものではなかつた。1764年に撤廃された地方間取引における規制は復活せず、また穀物取引従事者に登録を義務づけつつも自由化時の登録開放策は維持されたのである¹⁸。

一方で、こうした穀物・小麦粉取引に関する諸規制とは別に、都市ではパンの取引規制が1763年以降も維持された。地方当局は一般的に、取引自由化をパン価格の高騰に対

¹⁴ Miller, J. A., « Commerce des céréales et problèmes des subsistances à la fin du XVIIIe siècle », in Martine, L.(et al.), *La Révolution française au carrefour des recherches*, Aix-en-Provence: Publications de l'Université de Provence, 2003, pp. 55-63; フォール前掲書、368-384頁; 阿河前掲論文、125-126,130-134頁。

¹⁵ 阿河前掲論文、132頁。飢餓の陰謀の詳細や食糧暴動との関連については、Kaplan, S. L., *Le Complot de famine. Histoire d'une rumeur au XVIIIe siècle*, Paris: A. Colin, 1982.

¹⁶ 安藤『フランス革命』27-30頁; 阿河前掲論文、127-128頁。

¹⁷ 阿河前掲論文、同箇所。

¹⁸ Bouton, *op. cit.*, p. 13; フォール前掲書、360-361頁。取引自由化前の規制策と同様に、テレは取引従事者のポリス台帳への登録を義務付けた。しかし彼は自由化時の新たな参入者を穀物取引から無理矢理排除しようとはなかつたのである。この点について詳しくは、Kaplan, S. L., *Bread, Politics and Political Economy in the Reign of Louis XV*, The Hague: Martinus Nijhoff, 1976, t. 1, p. 287, t. 2, pp. 557-558.

する有効な解決策とは見なしていなかったのである。規制には、パン屋への補助金の授与や、貧民に対するパンと交換可能な手形の給付というようにさまざまなものが存在したが、要と言えるのは試行に基づき都市当局によって行われる価格水準表 *tarif* の設定であった。価格水準表とは、都市におけるパンの生産コストと販売時のパンの価格との関係を定めた価格表であり、14世紀末に起源を持つ。地方当局は、この価格水準表に基づき都市のパン屋が販売できるパンの法定最高価格を決定したのである。食糧危機時には、さらに都市当局はこの価格水準表の改訂や停止に訴えることで、低価格でのパンの供給を維持しようと努めた¹⁹。

2. チュルゴの登用と 1774 年の取引自由化王令

上に見たように一旦は挫折した穀物取引自由化であるが、財務総監チュルゴのもとで王権の政策として再び採用されることとなる。第2章では、この 1774 年の取引自由化の詳細を検討する。まずはその前提として、チュルゴ登用の経緯と彼自身の経歴や経済思想を確認した上で、その政策について見ていく。

(1) ルイ 16 世によるチュルゴ登用

1774 年 5 月に即位したルイ 16 世にとってまず問題となったのが、前王の治世末期に三頭政治を行った大法官モパー、外務・陸軍卿デギュイヨン、そして前述の財務総監テレに対する処遇であった。彼らが世論の支持を全く欠いていたことが問題となつたのである。ルイ 16 世は、1749 年以降失脚していたモルパを助言者として呼びよせ、国務卿に再任するとともに、デギュイヨンを罷免し、陸軍卿にミュイ伯、外務卿にヴェルジェンヌ公を任命した。しかし、こうした後任の選定はモルパの意思というよりは国王の決断によるところが大きかった。このような背景のもとで、自らの影響力の保持を目論むモルパによって見出されたのが、チュルゴその人であった。チュルゴはすでに 1774 年 7 月海事卿に任せられていたが、テレとモパーの処遇と高等法院の呼び戻しを巡る宮廷内の紛糾を経て、1774 年 8 月 24 日財務総監に転任したのである²⁰。

アンヌ・ロベール・ド・チュルゴは 1727 年にパリで生まれその若年期をコレージュ・ルイ・ル・グラン、コレージュ・デュプレシスで過ごした後、聖職者を志してサン=シユルピス神学校に入り、1749 年にはソルボンヌへ進んだ。しかし、1751 年の父の死を契機として、聖職者の職を捨てて官僚の道を歩むことを決意し、同年にパリ高等法院主席検事補、翌年には高等法院評定官となっている。1753 年には訴願審査官に、1761 年以降は司法職から行政職へ転身し、1774 年当時までリムザンの地方長官を務めた。土地が不毛な貧しい地域である同地において、彼は税制改革や農業調査、土地台帳の作成、国王賦役の廃止、公共事業の改善、産業育成、穀物取引自由化の実現など、多岐に渡る事業

¹⁹ Miller, J. A., « Politics and Urban Provisioning Crisis: Bakers, Police, and Parlements in France, 1750-1793 », *Journal of Modern History*, 64, 1992, pp. 230-258.

²⁰ ジャン=クリスチャン・ブティフィス（玉田敦子他訳）『ルイ 16 世』（中央公論新社、2007 年）185-217 頁。

を精力的に推進した。モルパが彼を採用したのも、彼が有能な行政官として頭角を現していたからであった²¹。

就任直後からチュルゴは精力的に仕事に取り組み、その中で穀物取引の自由化も決定されることになる。すでに見た重農主義者たちによる王政改革の行き詰まりや、三頭政治後の政治抗争といった混乱を收拾して改革を推進する切り札として、チュルゴには多くの期待が寄せられた。しかしチュルゴについて、重農主義者の理論をそのまま実現しようとした行政官である、とする認識はすでに過去のものとなっている。確かに、財務総監就任以降のチュルゴの諸政策は、穀物取引の自由化を中心とする重農主義路線を基本とするものであったが、根拠や詳細において、彼の理論は重農主義者と一線を画するものであった。すなわち、チュルゴはケネーの体系にグルネから継承した原理を組み込んだのである。そのため、ケネーとは異なり、チュルゴは労働権や商工業の地位、政策的保護主義を承認している²²。

チュルゴの政治計画は規制撤廃、開放、競争という3つの中心観念に基づいていた。具体的には国庫再建、国家の役割の削減、市場経済の創出、徴税改革、人々への発言機会の授与という5つの面を持ち、これらの諸改革の後に社会進歩を実現することを目標としていた。このような計画に基づいてチュルゴは財務総監就任当初から徴税請負の公社化や度量衡の統一などいくつかの改革に乗り出しが、彼の任期初めにおける最大かつ最も重要な政策こそ穀物取引の自由化であった²³。次節では、チュルゴの主導のもとに発布され、穀物取引の自由化を決定した1774年9月3日付けの国務顧問会議裁決を検討しながら、チュルゴの取引自由化政策の趣旨を確認していくこととしたい。

(2) 1774年の取引自由化王令

この裁決は、取引自由化の経緯や理由を説明する長い序文と、全4条からなる短い決定によって構成されている。

序文ではまず裁決全体の趣旨が示される。すなわち、臣民に安定して食糧を供給するにあたって、テレが復活させた穀物・小麦粉取引に関する諸規制は目的にかなうものではなく、取引の自由化こそがそれを実現する唯一の手段であると述べられるのである。

裁決の序文によれば、その理由は以下のようなものであった。場所や時に応じて変化する各地の需要を賄うには、生産後に穀物・小麦粉を輸送し保管することが必要不可欠である。この輸送・保管に対する自由²⁴は、消費者のみならず、自家消費分を除いた余

²¹ プティフィス前掲書、223-231頁；安藤『自由主義』、53頁；Maurepas, A., *Les ministres et les ministères du siècle des lumières, 1715-1789*, Paris: Christian/JAS, 1996, pp. 344-353; Bayard, F., *Dictionnaire des surintendants et contrôleurs généraux des finances du XVIIe siècle à la Révolution française de 1789*, Paris: Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 2000, pp. 175-179.

²² 安藤『自由主義』、53-62頁。18世紀中葉のフランスでは、重農主義者と並んでエコノミストと呼ばれる集団が存在しており、両者は相互に影響を及ぼしつつ対立を繰り返していた。エコノミストとは、1750年以来通商監察官となるとともにイギリス経済学をフランスに紹介したグルネと、その影響を受けたフォルボネ、モルレらからなる人びとであるが、チュルゴは当初このグルネの弟子だったのである。一方で官僚の道へと転身して以降のチュルゴは、急速にケネーに接近するようになる。安藤編『フランス革命』、9-63頁；安藤『自由主義』、15-69頁。

²³ Poirier, *op. cit.*, pp. 184-187.

²⁴ 裁決では、まとめて communication の自由と称される。

剩分を売却して利益や費用を回収できる生産者にとっても有益である。また、余剰分を常に保有する生産者は存在しないため、輸送と保管による相互の助けあいによって欠乏を防止するという観点から言っても、生産者は利益を得ることとなる。食糧に対する権利は神によってあらゆる人間に認められているので、輸送・保管の自由は正当な行為でもある。

序文によると、以上のような自由を実現する最良の手段とは商業取引による仲介であった。というのも、その実現を担う商人たちは運用する財力や迅速さ、情報の正確さなどの点で政府をはるかに凌ぐ存在であり、彼らが行う自由競争は独占を不可能にすると同時に、その素早い資金回収は不必要的価格上昇を防止するからである。これに対して、政府による介入ははるかに劣る方策である。なぜなら、上述のように政府は取引に関して商人ほどの技量を持っておらず、仮に取引に習熟した専属の人員を雇用したとしても、効率性という点で商人に劣るためである。損害を覚悟してまで政府が取引に参与すれば商人は取引を敬遠するようになり、政府、さらには臣民の負担が増加してしまう。さらに、政府の人員は不正に手を染めることもあるため、不正が事実ではなくとも臣民の疑いを受けてしまい、その疑惑は政府の信用に傷をつける。

以上のように、穀物・小麦粉の輸送・保管は商人に任せるのが最上の策であるにもかかわらず、なぜこれまで政府がその役割を担ってきたのか。序文によると、それは政府が食糧価格の統制者として穀物を安価に供給することで、臣民を救済し不満を防止すべきであるとする観念のためである。しかし現実には、欠乏時に安価を維持することは不可能である。従来、需要と供給が均衡になるのは不作時の収穫であり、通常年には供給が需要を上回ると考えられてきた。しかし、生産者が収益の最大化を見込んで生産量を調整することを考えれば、通常年にこそ需要と供給が一致することになる。結果として不作年には供給が必要を下回り、値上がりは不可避となるのである。

しかし、この高値こそは欠乏を防ぐ唯一の手段である。なぜなら、まさにこの値上がりによって貯蓄・保管費用が回収できる見込みが生まれ、輸送・保管が行われるからである。この関係は輸入にも当てはまる。欠乏時に一時的に政府が安価で穀物を供給することは可能だが、その量は限られたものでしかない。

このように政府の介入による安価の実現という伝統観念を否定した上で、序文の最後では、収穫の不均衡を解消するには従来の諸規制に代えて取引の自由を確立することが必要であると改めて指摘される。1763年にベルタンにより廃止され、1770年にテレによって再導入された諸規制はそれとは正反対の事態をもたらすものである。穀物取引従事者に対するポリスの台帳への登録義務制は、取引への参加を渋らせる。市場外での取引禁止は、本来必要な輸送費を穀物価格に上乗せさせるため、穀物価格の上昇を余儀なくさせている。また、1770年の規制復活後も地方間輸送の制限は撤廃されたままであったが、実際には他の諸規制のために地方間輸送に障害が生じていたのである。

以上で序文が終わり、条文が提示される。その内容は、1763年の自由化を復活させること、穀物の国家備蓄事業を廃止すること、穀物の輸出入は自由とするが輸出については状況の好転までは禁止すること、という3点に要約できる²⁵。

²⁵ Schelle, G., *Oeuvres de Turgot et documents le concernant*, Paris: F. Alcan, 1913-1923, t. IV, pp. 201-210.

このように、チュルゴは自由取引の効用を説きながら、再び穀物取引に関する規制を撤廃した。しかし、条文には現れていないが、ここでも1760年代の自由化政策と同様に、一定の留保が存在したことを見落としてはならない。すなわち、第1章で言及したパリとその周辺地域における取引規制とパン価格規制は、この時も手付かずのまま残存していたのである²⁶。チュルゴは確かに取引自由化の効力を確信していたが、1774年の取引自由化の際も旧来の諸規制が完全に撤廃されたわけではなかったのである。この点は、続く第3章で小麦粉戦争における王権の対応を見る上で非常に重要である。

3. 小麦粉戦争における王権の対応

上に見てきたように、チュルゴによる穀物取引自由化でも、1760年代の政策と同様に部分的に伝統的な取引規制が残存していた。この事実を踏まえた上で、第3章では小麦粉戦争中の王権の対応について実際に検討する。まず、小麦粉戦争自体の流れとその特徴や原因を確認した上で、小麦粉戦争における王権の対応を時系列的に整理し、その性質を考察する。

(1) 小麦粉戦争の展開

小麦粉戦争の前年である1774年は収穫量の見積もりが低く、それを解決するための国外からの穀物輸入の見通しも悪かった。それに伴い、パリ都市当局は1774年末以降懸命に小麦粉輸送を行っているが、1774年から1775年の冬にかけて各地で散発的な緊張の高まりが生じた²⁷。1775年3月以降チュルゴは潜在的な暴動発生の危険性を除去するために慈善作業場 *atelier de charité* を増設したが²⁸、それにもかかわらず3月以降穀物の欠乏と価格高騰が各地の市場を席捲し、騒擾の発生が加速する。

その一つに、4月18日のディジョンにおける食糧暴動があるが、これに対する王権の厳格な対応策は、後の小麦粉戦争におけるそれを予告している点で非常に重要である。すなわち、チュルゴは20日付のブルターニュ地方総代理官トゥール・デュ・パンへの書簡において、次のような勧告を行っている。第一に、市場に耕作者と商人を引き寄せるための方法を認識すること。第二に、断固たる処罰を行うこと。第三に、全ての被害者に対する補償を行うことである²⁹。また、国務顧問会議では諸所の関税や市場税、入市税の廃止・停止が検討され、ディジョンなどでは4月22日にこれらの税が停止された³⁰。さらに4月24日の国務顧問会議裁決によって、海路による王国への穀物輸入に対

²⁶ フォール前掲書、364頁; Bouton, *op. cit.*, p. 68; Miller, « Politics and Urban Provisioning Crisis: Bakers, Police, and Parlements in France, 1750-1793 », p. 230. パン価格規制は最終的に1863年ナポレオン三世によるパン取引の自由化まで間断なく維持された。Ibid., p. 235. ブトンはさらに、取引を妨害する関税や市場税などの特権的利益への攻撃が行われなかつことを併せて指摘している。Bouton, *op. cit.*, p. 68.

²⁷ Ibid., p. 81.

²⁸ Bouton, *op. cit.*, p. 92. 慈善作業場とは、貧民に各小教区で労働の場を提供することを目的とした施設である。ここで支払われる賃金によって、チュルゴは一般消費者に高値の際の購買力を保証しようと考えたのである。フォール前掲書、364, 400-404頁。

²⁹ 志垣前掲論文、89-93頁。

³⁰ Bouton, *op. cit.*, pp. 92-93. この措置はバル＝ル＝デュク Bar-le-Duc (5月14日)、シャトー＝ティエリ Château-Thierry (5月29日)、リヨン＝ラ＝フォレ Lyons-la-Forêt (5月31日) といったパ

して援助金を付与すること、パリとリヨンへの穀物の直接輸送には追加援助を付与すること、慈善作業場をさらに増設することが定められた³¹。つまり、チュルゴは食糧危機の解決に際して伝統的な諸規制を復活せず、あくまで自身の自由主義的な経済理念を貫徹しようとしたのである。しかし、これらの対策にもかかわらず4月27日、イル=ド=フランスのボモン=シュル=オワーズで暴動が発生し、小麦粉戦争の開始となった³²。

このボモン=シュル=オワーズでの暴動は、市場における古典的食糧暴動の典型であった。すなわち、まず商人による穀物価格の値上げを受けて、当時警察総代官の代理を務めていた公証人ニコラ・バイイに対して民衆による値下げの嘆願が行われた。しかし、彼がこれを拒否したため、群衆は市場へと移動し、自ら穀物1スチエあたり12リーヴルとの価格設定を行うとともに、商人を市場から追放し、略奪を働いたのである。暴動は参加者の自主的な帰宅によってその日のうちに終了し、地方当局による介入は行われなかつた³³。

翌日以降、暴動はパリを取り巻く河川の流れに沿って、あるいは川を渡って周囲の市場町や農場、村々へと拡大する³⁴。5月1日にはボヴェジやノルマンディへも波及し、5月2日にはヴェルサイユへ、その翌日にはパリやピカルディへも拡大した。4日にはブリへも波及し、5・6日には暴動数はそのピークを記録した³⁵。7日以降も暴動は持続したが、10日以降農村部では見られなくなり、市場での暴動も18日までに次第に終息していく。このようにして小麦粉戦争は18日に終結し³⁶、以降は軍隊の駐屯や騎馬警察隊による巡回によってそれ以上の暴動の連鎖は防止された。だが、その後も穀物価格の高騰や食糧不足が継続したため、暴動は散発的に発生することとなる³⁷。

以上のように展開した小麦粉戦争は、どのような特徴をもっていたのであろうか。まず、小麦粉戦争は、暴動参加者の行動形態において従来の食糧暴動と共通していた。穀物の略奪行為はもちろん見られたが、暴動参加者は穀物・小麦粉・パンなどに対して市場価格を無視して自らが正当だと考える価格（「公正な価格 *juste prix*」）を設定してそ

リ盆地の諸都市でも実施され、6月3日に再確認される（ただし、パリ・マルセイユは除外）とともに、対象が *havage* と呼ばれる領主税に拡大された。これは死刑執行台がある市場において、土地を借り受けた商人から死刑執行人が穀物その他の食糧品を徴収するものである。Marion, M., *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris: Picard, 1923, p. 272.

³¹ *Ibid.*, pp. 93-94.

³² *Ibid.*, pp. 81-82.

³³ *Ibid.*, pp. 81-84. 一般的な食糧暴動における参加者の行動はおおまかに、市場暴動と妨害 *entrave* の二つに分類される。市場暴動とは、都市における食糧の供給不足や価格高騰の際に、都市へのさらなる食糧供給を求める抗議行動である。それに対して、妨害とは主として農村部において、食糧の生産地における消費を目指して 穀物輸送を妨害する行動である。Lemarchand, *op.cit.*, p. 35; Tilly, L. A., « The Food Riot as a Form of Political Conflict in France », *Journal of Interdisciplinary History*, 2, 1971, p. 23.

³⁴ リュード前掲書、31頁。小麦粉戦争の推移を表す地図は、同書30頁を参照。

³⁵ Bouton, *op. cit.*, pp. 86-90. 5日には10の市場と30の村落で、6日には14の市場と42の村落で暴動が発生している。

³⁶ リュードやリュブリンスキが小麦粉戦争の終結日としている日付はこれとは異なるが、ここでは5月18日まで間断なく暴動が発生したことを重視するブトンの記述に従うこととする。*Ibid.*, p. 95.

³⁷ *Ibid.*, pp. 90-96. 例えばパリ北東のクレピ=アン=ヴァロワ Crépy-en-Valois の地方長官補佐は、6月になっても民衆の間で緊張や暴力行為が発生していることを報告している。*Ibid.*, p. 95.

の販売を行い、代金を本来の所有者・販売者に返却するという手段を取ることも多かつた。これはリューデによって「民衆による価格設定 taxation populaire」と呼ばれた行動であり、17世紀末以降の食糧暴動で広範に見られる行動である³⁸。

他方で、こうした古典的な要素を含みながらも、小麦粉戦争には従来見られない新たな要素も確認できる。ブトンが言うように、それは暴動の参加者・逮捕者の性別や社会構成である。すなわち、従来の食糧暴動の参加者には女性が多く見られるのに対し、小麦粉戦争では農村部の男性の占める割合が増加している。また、伝統的な食糧暴動では主任司祭や公証人、富農といった比較的高い階層の人々の参加が散見されるのに対して、小麦粉戦争ではその割合が減少し、参加者の圧倒的大多数は細民の中でも下層に位置する人々であった³⁹。次に事件の原因を見てみよう。

一般的に、食糧暴動の直接の要因が穀物不足とその価格の高騰であることは言うまでもない。しかしその背景には、民衆における食糧に関する独自の観念、すなわちトムソンが呼ぶところのモラル・エコノミーの観念がある⁴⁰。この観念のもとでは、生存に必要な必要最低限の食糧（パン）を獲得する権利があらゆる者に認められていると見なされた。さらに政府には、その権利を保障するためにパン販売の規制によってパン価格を低価格に維持するとともに、パンの原料である穀物供給を確保する義務があると考えられたのである。また、もし政府によって義務が果たされない場合には、民衆自身によってその義務の達成が試みられたが（代執行）、それに伴う暴力行為も正当な行動であると見なされた。

こうした観念は地方当局や王権にも一般的に共有されており、第1章で述べた地方当局や王権による伝統的な穀物・パン供給に関する規制はその表れとして捉えられる⁴¹。上述の通り、18世紀中葉以降王権は伝統的な規制から取引自由化へと次第にその穀物政策を転換していった。暴動参加者にとって、食糧不足とそれに伴う価格高騰の原因是、何よりもまず商人及び生産者による買占めや投機活動に求められ、その活動を防ぐために王権が穀物取引自由化から伝統的な諸規制へと復帰し、必要最低限の食糧を保証することは、当然の義務と考えられたのである。小麦粉戦争発生の背景には、単に価格高騰

³⁸ Ibid., p. 146; Tilly, *op. cit.*, pp. 23-24. リューデは、小麦粉戦争には革命期の暴動のように政治的な要求・行動が見られないということと併せて、小麦粉戦争の古典的性格を強調している。リューデ前掲書、23-40頁；Rudé, « taxation1 », pp. 139-179; id, « taxation2 », pp. 305-326.

³⁹ Bouton, *op. cit.*, pp. 79-161. ブトンはこれらの分析を行うにあたって、暴動形態を以下の4つに分類している。分類の第一は、市場における伝統的暴動である。この暴動では暴動参加者による市場での価格設定が行われるが、これは小麦粉戦争の舞台となった地域の中でも、特に当地消費者への供給が主流である穀物移入地域の市場で多く確認できる。第二は、第一の暴動形態から発展して穀物・小麦粉倉庫、製粉所攻撃、パン屋へ攻撃・略奪を行うというものである。これは穀物を他地域へ移出する大耕作地域 *pays de grande culture* の大都市市場やパリへ穀物供給を行う地域市場で頻発した。第三が民衆による価格設定と妨害の結合である。この形態の暴動は、パリへの供給を目的とした陸路・水路での穀物輸送時に多く発生している。第四が、農村における穀物所有者の貯蔵穀物に対する攻撃・略奪行為である。これはピカルディを除く大経営地域内の農村が多い。Ibid., pp. 121-161.

⁴⁰ Thompson, E. P., « The morale economy of the English crowd in the 18th century », *Past and Present*, 50, 1971, pp. 76-136.

⁴¹ Tilly, *op. cit.*, pp. 45-47.

や欠乏といった直接的要因だけではなく、民衆におけるこうしたモラル・エコノミーへの志向と、それに反する王権の伝統的な食糧政策の放棄があった⁴²。

より長期的な側面としては、18世紀に生じた急激な経済変動と、それに伴う社会構造の変化や共同体内部での社会的分化の進行がある。これらの変容は、細民の中でも下層に位置する人々、すなわち都市・農村の賃金労働者や周縁的な職人などに悪影響をもたらすこととなった。これに伴って不満を徐々に高めた彼らが、解決や変容の是正を図る手段として選んだ方策こそ、暴動だったのである⁴³。

(2) 王権の対応

小麦粉戦争時の王権の対応を分析する際には、二つの視点が重要となる。すなわち、国王や大臣らによって決定される対応の方針と、現場でその実施を担うポリスなどの実務者⁴⁴による実際の対応行動である。本稿では後者については補足的に指摘するにとどめ、議論を前者の政策決定の次元に限定し、王権の対応の方針について財務総監チュルゴを中心に検討する。まずは、小麦粉戦争中に王権がとった具体的な対応策について、日程を追って確認しておこう。

小麦粉戦争の勃発後の4月30日には、ポントワーズの市場税 *droit de minage* 徴収を停止する国務顧問会議裁決が出されるなどしているが、王権による本格的な対応はチュルゴの主導のもとに開かれた5月3日の臨時国務会議 *Conseil des Ministres extraordinaire* を待たねばならない⁴⁵。

この会議では、基本的に4月18日のディジョン暴動の際にチュルゴが示した対応の方針に従って、暴動鎮圧のための軍事的措置や逮捕者に対する処遇、さらなる暴動の抑止策や損害に対する補償措置などが決定された。

まず軍事的措置としては、ビロン元帥指揮下の部隊はパリとその郊外の警備を、ポワヤンヌ公指揮下の部隊はイル＝ド＝フランスの警備を行うことが決定された。これら軍隊の総指揮官を務めるビロン元帥は、ポワヤンヌ公にセーヌ上流域を、ヴォー伯にセーヌ下流域の警備を命じ、自らは参謀本部であるビロン邸に陣取った。さらに国王直属の黒色銃士隊はマルヌ川沿岸地域に、灰色銃士隊はセーヌ川下流の沿岸地域に、憲兵隊と軽騎兵隊はセーヌ川上流の沿岸地帯に配置された。このように国王直属の廷臣部隊が水路警備に配置されたのは、パリを兵糧攻めにしようする陰謀への恐れが存在したためと考えられる。また、フランス人近衛部隊とスイス人近衛部隊及び退役兵部隊は、パリ城外区とパン屋の店の警備を続けることになっていた⁴⁶。

⁴² Bouton, *op. cit.*, pp. 15-22, 107-108, 146; リューデ前掲書、36-37頁。

⁴³ Bouton, *op. cit.*, pp. 215-244. 経済変容の詳細については、*Ibid.*, pp. 37-77.

⁴⁴ ポリスは從来、都市における秩序維持の実務を担ってきた。詳しくは、高澤紀恵『近世パリに生きる ソシアビリテと秩序』(岩波書店、2008年); Williams, A., *The police of Paris, 1718-1789*, Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1979.

⁴⁵ 志垣嘉夫「小麦粉戦争」、その展開、帰結(二)」(『歴史学・地理学年報』6, 1982年) 34頁。市場税とは当市内の週市で売却される穀物にかけられる税のこと。

⁴⁶ フォール前掲書、463-468頁; 志垣前掲論文、38-39頁。この会議でチュルゴは、暴動発生時に有効な対策を取りなかつとしてパリ警視総監ルノワールの解任を要求して認められた。後任に任命されたダルベルは、5月5日以降、暴動防止のために警官の巡回や親方・雇い主による職人・

逮捕者に関しては、見せしめの処罰を行うことで暴動を抑止するとともに、その法的措置を戦時慣例に従ってプレヴォ裁判所の専決とすることで、訴訟手続きの迅速化と高等法院の介入の抑止が試みられた。これを定めた国王宣言は、パリ高等法院による登録拒否などの抵抗を受けながらも、5月5日の親臨法廷で強制登録され、即日パリに掲示されるとともに地方に送付されることになる⁴⁷。

このように、5月3日の臨時国務会議においてチュルゴが示した対応の方針は、厳重かつ厳格なものであったことが分かる。さらに同日には、暴動の発生を防止するために、騒擾やパン屋・穀物倉庫への侵入と、通常価格以下のパン・小麦粉の販売の禁止を内容とする「騒擾に関する王令」が、ヴェルサイユとパリで掲示された⁴⁸。

翌日以降も、王権による様々な暴動抑止策が講じられた。5月8日、以前から海路での穀物輸入に対して実施されていた輸入奨励金の恩典制度を、陸路のいくつかの取引(アルザス、ロレーヌと三司教区領での取引)に拡大する国務顧問会議裁決が採択された⁴⁹。5月9日には、公安の維持のために聖職者の協力を要請するという内容の、チュルゴの手による国王書簡が発せられた。これは小麦価格の高騰が欠乏の結果であることや略奪の禁止といった事柄について、司祭から民衆へ教授することにより騒擾防止を目指すとともに、穀物取引やそれに関連する政策について民衆を教化することを目的としていた⁵⁰。5月11日には略奪された穀物、小麦粉、パンに対する損害補償を行うことと、略奪に対する現物あるいは貨幣での損害賠償を果たした暴動参加者には恩赦を与えることを規定する王令が公布されたが、恩赦は暴動の指導者あるいは扇動者には与えられなかつた⁵¹。

小麦粉戦争が終結した5月18日以降も、王権は暴動の再発防止・沈静化のための対策に追われることになる。例えば6月2日には、パリとマルセイユを除く全都市で徴収されていた小麦、小麦粉及びパンに対する入市税が二つの国務顧問会議裁決によって停止され⁵²、6月3日には暴動の沈静化のためにパリ北郊のゴネス Gonesse に部隊が派遣された。王権によるこれらの努力にもかかわらず、7月に入っても暴動は散発しており、夏になつても穀物は高値を維持し、市場に対する食糧供給も不足しがちであったために、消費者の不満が消えることはなかつた⁵³。

王権の対応は以上のような過程を経ることとなった。その多くは、上述のディジョンでの暴動の際にチュルゴが示した対応の方針に沿うものであり、彼が小麦粉戦争時の王権による対策決定においても主導的な役割を果たしていたことがわかる。

このような小麦粉戦争時の王権の対策・方針に対して、これまでの研究者の多くは、その大規模な鎮圧行動を重視し、その要因を王権が陰謀説をとったことと、チュルゴが

使用人の把握などの措置を講じることとなる。フォール前掲書、同箇所。

⁴⁷ Schelle, *op. cit.*, t. V, p. 420; 志垣前掲論文、38-45頁; フォール前掲書、463-476頁。

⁴⁸ 志垣前掲論文、同箇所。

⁴⁹ フォール前掲書、480頁。

⁵⁰ Bouton, *op. cit.*, p. 94; 志垣前掲論文、46頁; フォール前掲書、476-480頁。

⁵¹ Bouton, *op. cit.*, pp. 94-95; 志垣前掲論文、47頁。

⁵² フォール前掲書、480頁。

⁵³ Bouton, *op. cit.*, p. 92.

取引自由化に執着したことに求めてきた⁵⁴。リューデによれば、チュルゴは「現地役人の価格介入の要請にもかかわらず」、「頑固に重農主義を貫いて妥協を拒んだ」強硬な自由化論者であった⁵⁵。リュブリンスキも、チュルゴは「飢える者たちに軍隊を差し向け、穀物商人とパン屋、領主と富農を保護したのであって、なんの妥協もなしに暴動を鎮圧した」と結論付けている⁵⁶。王権の立場から小麦粉戦争を詳述したフォールについても、こうした解釈は共通している。すなわち、彼によれば、チュルゴは政府当局者としての自負心と自身の政策の行き詰まりによって、一時的に明晰さを失っていた。従つて、彼は小麦粉戦争が持つ民衆蜂起としての性格を理解できず、迅速かつ断固たる鎮圧を行うために、以前のディジョン暴動の際の方針を踏襲して、大規模な軍事力を動員したとされる⁵⁷。

確かに小麦粉戦争では、従来の伝統的な食糧暴動に比べて、王権による対応は大規模かつ厳しいものであったということは認めねばならない。それは、500名以上にのぼる逮捕者数や暴動の地理的広がりを見れば明らかであり、加えて本節で確認した王権の厳しい姿勢からもそれは裏付けられる。また、この対応の主体であるチュルゴが取引自由化の効果を強く確信していたことも、第2章第2節で検討した取引自由化王令を見れば一目瞭然であろう。

しかし一方で、王権の行動から読み取れるのは必ずしもその対応の厳しさだけではない。ブトンによれば、確かにチュルゴやルイ16世は陰謀説に立脚して伝統的な温情主義的措置から離れて大規模な鎮圧に訴えた。しかし、同時に王権は潜在的危険を和らげようと努めたのであり、事件前後や事件中における市場税廃止や慈善作業場の設置はそのことを例証している。加えて、ブトンによれば、暴動での王権の対応策は地域によって不均一なものだった。第一に、小麦粉戦争における逮捕者の地理的分布は必ずしも一様ではない。逮捕者の多くはパリの周囲30~45kmに集中しており、それ以外の地域では暴動参加者の摘発は比較的ゆるやかで、伝統的措置に沿ったものであったのである。第二に、パリへの食糧供給を行う後背地や市場町での暴動への対処は迅速かつ緊密であったが、そのほかの遠隔地では対応は遅く不徹底であり、伝統的措置に近かつた。

こうした対応の不均衡の原因として、ブトンはチュルゴが陰謀説をとったことを指摘しているが⁵⁸、本節で見たように軍隊の展開がパリを中心として行われていることから考えても妥当な考察であろう。明らかにその対応にはパリ近郊の食糧供給を重点的に防衛しようとする意思が伺えるからである。事件中のこのような王権の対応の差異を考慮に入れるならば、チュルゴが強硬に自身の経済思想を貫徹しようとしたことばかりを強調すべきでないことは明らかであろう。

また、ミラーはチュルゴの事件中の対応に矛盾があるとの指摘をしている。すなわち、チュルゴは小麦粉戦争中にパリ近郊のロワシで彼自身が行った試行の結果を尊重するよ

⁵⁴ Poirier, *op. cit.*, pp. 232-244.

⁵⁵ リューデ前掲書、23-40頁；Rudé, « taxation1 », pp. 139-179; id., « taxation2 », pp. 305-326.

⁵⁶ Ljublinski, *op. cit.*, pp. 273-297.

⁵⁷ フォール前掲書、463-550頁。

⁵⁸ Bouton., *op. cit.*, pp. 99-102. 彼女はその他にも、取引自由化と公論との関係など重要な論点を提示している。Ibid., pp. 253-256.

う各都市に告げる一方で、ランス南東のシャロンの都市当局に対してパリのパン屋と同等の低利を受け入れさせるよう指導してもいる。こうした一貫性の欠如が生じたのは、「チュルゴも価格水準表が都市における食糧供給政策の要であるとの一般認識を共有しており、介入によるパンの価格の引き下げと自身の経済理論の間で葛藤があった」ためであったとされる⁵⁹。

この一例だけで、その葛藤を事件中のチュルゴの行動全体に敷衍して考えることはもちろん不可能である。しかし、第2章第2節において1774年の取引自由化の王令の内容を検討した際に確認したように、チュルゴ自身の理念に反する諸規制が、彼が主導的な役割を果たした政策の中に部分的にではあれ残存していた、という事実を無視してはならない。その意味で、上述の研究史で見たように、彼が自身の理論を全く妥協することなく政策に反映させようとしたと考えるのは安易な考察である。チュルゴ自身は規制の理論的誤謬を確信していたが、同時にそれが人々の不満を鎮め安心させるという効果を持つ、あるいは食糧供給を安定化させる上で有効であるという認識を保持していたことは否定できないのである。

結論

本稿では、小麦粉戦争における王権の対応を、その政策決定の中心にいた財務総監チュルゴに着目して、穀物取引自由化に代表される彼の経済理論と比較しながら検討してきた。第1章で見たように、1760年代の取引自由化の試みは結局のところ失敗に終わつたが、王権は諸規制からなる伝統的な穀物政策を完全に放棄したわけではなかった。また第2章から明らかなように、1774年のチュルゴによる取引自由化の際も、彼自身の理論的確信に反して規制の一部は残存していた。一方で、第3章で検討した小麦粉戦争中の王権の対応からは、必ずしもその厳格さだけが読み取れるわけではない。確かに王権は事件を陰謀と考え、従来の伝統的な食糧暴動への対応とは異なって大規模な鎮圧に訴えたことは否定しえない。しかし、事件中でも都市当局によるパン価格の設定や都市への穀物供給における特別規定の残存など、従来王権が民衆とその有効性・正当性への確信を共有していた、規制による食糧の保証という手段が認められていた。もちろん、この点だけから、チュルゴも従来の王権と同様に規制自体を有効・正当だと観念していたとは言えない。しかし、チュルゴは事件中に王権が対策をとる上で主導的な役割を果たした。これを考えれば、共感とまでは言えないものの、少なくとも彼が民衆側の論理を理解しており、それに訴え民衆を鎮めることで、パリにおける食糧供給の安定化を目指す柔軟性を持っていましたと言えるであろう。その意味で、民衆文化に対するチュルゴの無理解を過度に強調したこれまでの研究は、再考されるべきであると思われる。

⁵⁹ Miller, « Politics and Urban Provisioning Crisis: Bakers, Police, and Parlements in France, 1750-1793 », pp. 242-243.